

答 申 第 455号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 平成29年10月10日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成〇年〇月〇日入院 医療保護入院届 〇〇〇病院に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 同年10月24日、実施機関は、本件開示請求に対して、次のとおり一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

特定した個人情報	非開示とした情報	非開示事由
平成〇年〇月〇日付 医療保護入院者の入院届	陳述者氏名、続柄、陳述内容である生活歴及び現病歴、医療保護入院の必要性欄中の同意者に係る部分、同意をした家族等の氏名、性別、続柄、生年月日、住所、医療保護入院者との関係を選択する事項	条例第20条第 1項第 1号に該当 開示することにより、開示請求者の健康を害するおそれがあるため。
医療保護入院同意書	医療保護入院の申告事項の住所、フリガナ、氏名、生年月日、本人との関係欄中の医療保護入院者との関係を選択する事項、署名、印影	条例第20条第 1項第 3号に該当 開示請求者以外の者の情報であり、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるため。
平成〇年〇月〇日付 入院診療計画書	病棟師長、受持看護師、精神保健福祉士、本人・家族の署名者に係る部分	

- 平成30年 1月19日、審査請求人は、本件処分のうち、平成〇年〇月〇日付

医療保護入院者の入院届に記載されている医療保護入院の必要性欄中の同意者に係る部分、同意をした家族等の氏名、性別、続柄、生年月日、住所、医療保護入院者との関係を選択する事項の情報（以下「本件非開示情報」という。）を非開示とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、本件非開示情報を非開示とした決定の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 厚生労働省は、法改正に伴って「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う Q & A」（以下「質疑応答集」という。）を都道府県政令指定都市に送付しているが、その中で「（問 2-9）医療保護入院者本人から求めがあった場合、医療保護入院の同意を行ったのが誰か知らせなければならないのか」（答）お見込みのとおり。」と示している。

従って、個人情報開示にあたり、「医療保護入院の必要性欄中の同意者に係る部分、同意をした家族等の氏名、性別、続柄、生年月日、住所、医療保護入院者との関係を選択する事項」がすべて非開示とされるのは正当な理由がない。

(2) 医療保護入院決定当時、配偶者から離婚訴訟を起こされており、その最中の医療保護入院について疑問を抱くのは当然である。精神保健福祉法第 33 条第 2 項において、「当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族」は、医療保護入院の同意者にはなれないことが明記されている。

(3) 自分自身がされた医療保護入院について、同意者が法的に正しかったかどうかを知る権利は請求人に存在する（個人の権利権益の保護）。それは、請求者に被害妄想があるかどうかとは本質的に無関係である。むしろ、まるで精神障害者にはそのようなことを知る権利すらないと差別しているの

に等しい。

- (4) 名古屋市個人情報保護条例第21条に基づき、請求者個人の権利利益を保護するために、医療保護入院の同意者について開示することが当然である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、医療保護入院時に被害妄想などの症状があり、本件開示請求では当時の入院に係る同意者についての請求をしているため、医療保護入院の同意者に対する被害妄想が発現している可能性がある。

よって、同意をした家族等の氏名、性別、続柄、生年月日、住所を開示することで、具体的な対象をもって被害妄想などの症状が悪化し、請求者の健康を害するおそれがあると認められる。

- 2 審査請求人の被害妄想などの症状が悪化した結果、その妄想の対象が同意者に向けられ、同意について直接説明を求められたり、頻回に抗議をされる等の過重な責を問われることが考えられる。

よって、同意者に対する妄想などを悪化させるおそれがある現状からすれば、請求者は同意者が果たした役割を十分に理解し得ずに同意者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

第 5 審議会の判断

1 争点

審査請求人が開示を求めている保有個人情報、条例第20条第 1項第 1号及び第 3号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、

本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

なお、本件審査請求においては、医療保護入院に関する客観的経緯を知るために、医療保護入院者の入院届の開示を求める権利は尊重されるべきものであることを考慮しつつ、検討する。

3 医療保護入院について

医療保護入院とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第33条に基づく入院形態であり、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、当該精神障害のために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたもの等について、その家族等の同意があるときに、精神科病院の管理者が、本人の同意なくその者を入院させるものである。

平成26年4月1日に、改正精神保健福祉法が施行され、保護者制度が廃止されたが、この改正は、家族の負担軽減を図るとともに、精神医療における家族の役割を精神科以外の医療における家族の役割と同様とすることをその趣旨としたものである。

4 医療保護入院に係る届出

改正精神保健福祉法第33条第7項及び「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成12年3月30日厚生省通知）により、精神科病院の管理者に対して、医療保護入院の措置が行われたときは、10日以内に措置の対象となった者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意した者の同意書及び入院診療計画書の写しを添えて、厚生省通知に定める様式「医療保護入院者の入院届」（以下「入院届」

という。)を提出することにより、最寄りの保健所長を経由して都道府県に届け出ることが義務付けられている。

5 非開示事由該当性について

(1) 条例第20条第1項第3号該当性

当審議会は、まず、本件非開示情報が、条例第20条第1項第3号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、他者の個人に関する情報であって、開示することにより、当該他者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該他者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件非開示情報は、審査請求人が、精神科病院に入院する時の届出に記載された同意者の氏名等で、審査請求人以外の個人に関する情報であり、他者の個人情報に該当する。

ウ 実施機関は、審査請求人以外の第三者の個人情報である同意した家族等の個人情報を開示することで、審査請求人が同意者の果たした役割を十分理解しえずに同意者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると主張しているので、この点について判断する。

エ 実施機関は、弁明書において、上記ウの具体例として、審査請求人は医療保護入院時に被害妄想などの症状があり、開示することにより被害妄想が更に悪化することが考えられ、その妄想の対象が本件審査請求の対象となっている同意者に向けられ、同意したことについて直接説明を求めたり、頻回に抗議をしたりする等の過重な責任を問うことがあれば、同意者の正当な権利利益が侵害されるおそれがある旨を述べている。

オ 上記エで述べられた例は、実施機関が実施した医師の意見照会の結果に鑑みれば、必ずしも生じ得ないとは考え難く、このような事態が生ずれば、医療保護入院の同意者の平穏な社会生活に影響を及ぼし、その正当な権利利益を侵害する蓋然性は否定し得ない。

カ 質疑応答集において、医療保護入院者本人から求めがあった場合は、同意者が誰かを知らせるべきという考え方が示されているが、上記エ及びオで述べた事情を考慮すると、本件においては、この考え方を適用す

ることが適当と解することはできない。

キ 以上のことから、審査請求人以外の第三者の個人情報である同意した家族等の個人情報を開示することにより、同意者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

(2) 条例第20条第 1項第 1号該当性

実施機関は、本件非開示情報は、条例第 20 条第 1 項第 1 号にも該当すると主張しているが、上記 (1) で判断したように、本件審査請求の対象となる保有個人情報を同項第 3 号に該当するとして非開示としたことは妥当であると認められるので、同項第 1 号の該当性については判断しない。

6 条例第21条（裁量的開示）の適用について

(1) 審査請求人は、反論意見書において、同意者が法的に正しかったかどうかを知る権利は請求人に存在し、その権利を保護するために、条例第 21 条に基づき医療保護入院の同意者について開示することが当然であると主張しているので、この点について判断する。

(2) 条例第 21 条の裁量的開示とは、条例第 20 条第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、実施機関の高度の行政的判断により開示することができるものである。条例第 21 条の適用に当たっては、条例第 20 条各号の非開示情報の性質に配慮する必要がある、開示請求者以外の第三者の個人情報について裁量的開示を検討する場合には、当該第三者の権利利益を害することのないよう慎重な配慮が求められる。

(3) 精神保健福祉法第33条第1項においては、医療保護入院の同意者について、「家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。」と規定されており、同条第 2項第 2号において、「当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族」は、医療保護入院の同意者たる資格を欠くものとされている。

(4) 審査請求人は、反論意見書において、医療保護入院決定当時、配偶者から離婚訴訟を起こされており、その最中の医療保護入院について疑問を抱いて

いると述べている。

(5) 他方、当審議会の調査によると、実施機関は裁量的開示について、「審査請求人が入院当時に医療保護入院が適当な病状であったことは、医療保護入院届によっても明らかであり、同意者の同意により審査請求人の当時の健康という利益が守られた。よって、審査請求人の健康という利益及びその利益に寄与した同意者の利益を保護するために裁量的開示を検討する必要はないと考える。」との見解を述べている。

(6) そして、上記 5(1)で判断したように、審査請求人は、医療保護入院時に被害妄想などの症状があるとされており、医療保護入院の同意をした家族等の個人情報を開示することで、同意者の平穏な社会生活に影響を及ぼし、同意者の正当な権利利益を侵害する蓋然性を否定し得ず、本件審査請求の対象となる保有個人情報を開示することにより、同意者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

(7) 上記 (4)及び (5)の双方の主張、ならびに上記(6)の事情に照らし、裁量的開示について検討するに当たっては、上記 (2)で述べたとおり、同意者の権利利益を害することのないよう慎重な配慮が求められる。すでに上記 5(1)で判断したように、本件審査請求の対象となる保有個人情報を開示することにより同意者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる状況において、これを開示すべきとする場合には、開示することの利益が非開示とすることによる利益に優越すると認められる事情がなければならない。この点に関わって、審査請求人は上記 (4)のように主張するが、仮に審査請求人の主張する離婚訴訟が事実であるとしても、当審議会は医療保護入院の違法性について判断する機関ではないから、違法性を確認することにより保護されることとなる審査請求人の権利利益について、同意者の権利利益よりも優越するものとして特に保護の必要があるものと認めるには至らないと言わざるを得ない。

(8) 以上のことから、条例第21条を適用し、実施機関において裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

7 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成30年 2月15日	諮問書の受理
2月15日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
3月16日	実施機関の弁明書を受理
3月27日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
4月25日	審査請求人の反論意見書を受理
8月23日 (第241回審議会)	調査審議
11月16日 (第244回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成31年 2月21日 (第247回審議会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
4月19日 (第249回審議会)	調査審議
令和元年 7月19日 (第252回審議会)	調査審議
8月23日 (第253回審議会)	調査審議
10月18日 (第255回審議会)	調査審議
11月15日 (第256回審議会)	調査審議
12月20日 (第257回審議会)	調査審議
令和 2年 2月19日	答申